

No. 126(2012/3)

## 私的録画補償金制度における対象機器と製造業者の協力義務 ——SARVH対東芝録画補償金事件控訴審判決<sup>1</sup>

泉 克幸（京都女子大学）

### 1 事案の概要

#### (1) 当事者の主張と争点

Y（被告・被控訴人）は、アナログチューナーを搭載しないDVD録画機器（「Y製品」）を製造販売する株式会社である。法<sup>2</sup>104条の2第1項2号の指定管理団体であるX（原告・控訴人）は、Y製品が法30条2項所定のデジタル方式の録音または録画の機能を有する「政令で定める機器」（特定機器）に該当するとの主張を前提に、Yには法104条の5所定の製造業者等の協力義務として、その購入者からY製品に係る私的録画補償金相当額を特定機器の出荷価格に上乗せした上で徴収してXに支払うべき法律上の義務（こうした義務の履行方法を「上乗せ徴収・納付方式」などと呼ぶ）があるなどと主張して、Yに対して私的録画補償金相当額の支払いを求めた。

本件の大きな争点は、①Y製品が私的録画補償金の対象となる「特定機器」に該当するののか、②法104条の5の協力義務として、YはXに対して補償金相当額の支払いをすべき法律上の義務を負うのか、の2点である（このほか、Yの行為が不法行為を構成するか等の争点がある）。

Yは争点①に関し、アナログチューナー非搭載DVD録画機器は、施行令1条2項3号の特定機器に含まれないと解すべきであるから、Y製品は同号の特定機器に当たらないと主張した。また、争点②については、104条の5は訓示規定として一般的な責務を規定することとどまり、指定管理団体であるXに特定の権利を付与したり、製造業者であるYに個別の義務を課すという、具体的な法的効力を直接有する規定ではなく、せいぜい、製造業者に対して精神的義務を課し、または望ましい指針を示すにすぎない規定である、などと主張した。

<sup>1</sup> 知財高判平成23年12月22日（平成23年（ネ）第10008号）裁判所HP。評釈として、小泉直樹「判批」L&T55号38頁（2012年）。

<sup>2</sup> 本稿で「法」とは著作権法のことを、また、「施行令」とは著作権法施行令のことをそれぞれ指す。

## (2) 原判決<sup>3</sup>

1 審の東京地方裁判所は、争点①につき、「特定機器に関する法 30 条 2 項及び施行令 1 条の各文言によれば、施行令 1 条 2 項 3 号の『アナログデジタル変換が行われた影像』とは、変換処理が行われる場所のいかんに関わらず、『アナログ信号をデジタル信号に変換する処理が行われた影像』を意味するものと解するのが相当である」との一般的理解を Y 製品に当てはめた上で、「いずれも施行令 1 条 2 項 3 号の特定機器に該当する」と判断した。しかしながら、争点②に関しては、「法 104 条の 5 においては、特定機器の製造業者等において『しなければならない』ものとされる行為が、具対的に特定して規定されていないのであるから、同条の規定をもって、特定機器の製造業者等に対し、X が主張するような具体的な行為（すなわち、特定機器の販売価格に私的録画補償金相当額を上乗せして出荷し、利用者から当該補償金を徴収して、X に対し当該補償金相当額の金銭を納付すること（以下「上乗せ徴収・納付」という。））を行うべき法律上の義務を課したものと解することは困難というほかなく、法的強制力を伴わない抽象的な義務としての協力義務を課したものにすぎないと解するのが相当である」と述べ、X の請求を棄却した。

## 2 判旨

控訴棄却。

### (1) 協力義務の法的意義（争点②について）

「法 104 条の 5 は…上乗せ徴収・納付の態様による協力を主として念頭に置いて規定されたものと理解できるが、その法文上、そのことは一義的に明確ではない。本件訴訟で請求されているのはこの『上乗せ・納付方式』に基づくものであるが、法 104 条の 5 の協力義務として、他に例えば、①特定機器の製品パッケージに当該機器の購入者は指定管理団体へ補償金を支払う義務があることや、その金額及び支払先等を表示する方法、②特定機器の売り場において、製造業者等が自ら又は製造業者等から委託を受けた販売業者が、特定機器を購入する者から補償金を徴収する方法などが想定されるのであるから、X が上乗せ額を Y に請求することができるべき根拠は、一義的にはないことになる。

X は…法 104 条の 6 に従って認可された補償金の額を協力義務の履行としてまず請求するが、上記の説示に照らし、この請求は理由がない」。

「しかし、…特定機器の購入者と指定管理団体との間には直接の接点はないため、補償金の請求に際し購入行為を把握しうる立場にある第三者の協力が制度の実現に必要となるところ、録音・録画機器の発達普及が私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらしていることから、録音・録画機器の提供を行っている製造業者等が、公平の観念上、権利者の報酬取得の実現について協力することが要請されていると考えられることなどとして、特定機器の製造業者等は、『補償金の支払の請求及びその受領に関し』協力しなければならないとされたものと解される。

<sup>3</sup> 東京地判平成 22 年 12 月 27 日（平成 21 年（ワ）第 40387 号）裁判所 HP。評釈として、岡邦俊「判批」JCA ジャーナル 58 巻 2 号 66 頁（2011 年）、長沢幸男「判批」コピーライト 599 号 34 頁（2011 年）、小泉直樹「判批」ジュリスト 1421 号 40 頁（2011 年）、柿沼太一「判批」知財ぶりずむ 9 巻 105 号 43 頁（2011 年）、本山雅弘「判批」TKC ローライブラリー速報判例解説知的財産法 62 号 1 頁（2011 年 10 月 28 日掲載）。

法 104 条の 5 が製造業者等の協力義務を法定し、また、指定管理団体が認可を受ける際には製造業者の意見を聴かなければならないと法 104 条の 6 第 3 項で規定されている以上、上記のような実態の下で『上乘せ・納付方式』に協力しない事実関係があれば、その違反について損害賠償義務を負担すべき場合のあることは否定することができない。製造業者等が協力義務に違反したときに、指定管理団体（本件では X）に対する直截の債務とはならないとしても、その違反に至った経緯や違反の態様によってはそれについて指定管理団体が被った損害を賠償しなければならない場合も想定され、法 104 条の 5 違反ないし争点 3（Y による不法行為の成否）における X 主張を前提とする請求が成り立つ可能性がある」。

#### （2）特定機器該当性（争点①について）

「当裁判所は、著作権法 30 条 2 項に基づき政令で録音・録画機器（特定機器）の範囲を定めるには、その当時利用されていた機器が対象とする録音・録画源と録音・録画規格を前提にし、当該録音・録画機器の普及の状況や利用実態が検討され、関係者の協議等に基づく合意の程度が勘案されてきたものであるところ、著作権法施行令 1 条 2 項に 3 号が追加された当時、録画源がアナログテレビ放送であることが念頭に置かれ、この録画源について DVD 録画が行われる機器を録画補償金の対象とする点で関係者の大方の合意が得られたことから、同号の追加が閣議決定されたものであると認定し、同号所定の『アナログデジタル変換によって行われた』影像を連続して固定する機能を有する機器との要件は、アナログ放送をデジタル変換して録画が行われることを規定したものであり、しかも、この変換は、DVD 録画機器に搭載されるアナログチューナーからのアナログ信号を対象にするものであるから、当該機器においてアナログチューナーを搭載しない DVD 録画機器については、アナログデジタル変換が行われず、したがって 3 号該当性は否定されると判断するものである。したがって、Y 製品は施行令 1 条 2 項 3 号に該当するものではなく、Y には法 104 条の 5 の義務違反ないし不法行為責任があると認めることはできないと判断する」。

### 3 解説

#### （1）本判決の意義

本件は、自社が製造販売するアナログチューナー非搭載の DVD 録画機器について私的録画補償金の徴収を行っていなかった Y（株式会社東芝）に対し、X（一般社団法人私的録画補償金管理協会（SARVH））がその支払を求めて提訴に至ったものである。1 審で X の請求が斥けられたため、X 側が控訴していた。控訴審判決である本判決も 1 審に続き X の主張は認められず Y が勝訴しており結論自体は変わっていない。しかしながら、原判決が、アナログチューナー非搭載 DVD 録画機器であっても補償金の対象となる特定機器に当たるものの、法 104 条の 5 に定める協力義務の違反に基づく損害賠償請求は認められないと判断したのに対し、本判決では協力義務違反が一定の場合には損害賠償請求の対象となる可能性は認めつつ、アナログチューナー非搭載 DVD 録画機器は特定機器に該当しないとの考えを示した点で、その理論構成は大きく異なっている。

本件は私的録音録画補償金制度に関する初の事例であり、本控訴審判決は原判決と共に関連する条文の解釈を示したという点で重要な意味を持っている。また、私的録音録画補償金制度が導入された平成 4 年（1992 年）からほぼ 20 年経った現在、同制度の意義を問

い直すきっかけになるという点でも極めて大きな意味を含んでいるように思われる。

## (2) 製造業者等の協力義務

法 30 条 2 項は、「私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器…であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない」と規定する。この補償金の支払いについては、私的録音・録画行為が家庭内等で行われることから個々の利用者の録音・録画行為を逐一特定することは困難であり、また、特定が可能だとしてもプライバシーの観点からの問題があり得ること、さらには、個別の利用ごとに補償金を請求・徴収することは取引費用の観点から現実的でないこと、といった理由から、X のような「指定管理団体が存在し、かつ当該団体が特定機器・特定記録媒体の支払を請求するときは、包括的な 1 回限りの補償金の支払義務を購入者に生じる」<sup>4</sup>旨、法 104 条の 4 において定められている。

そして、同条の内容の実現には個々の購入行為を把握し得る立場にある第三者の協力が必要であるが、「録音・録画機器又は記録媒体の発達普及に伴って、利用者が著作物等を享受する機会が増大し、社会全体として著作物等の利用が促進されてきた反面、私的録音・録画を増大させる結果をもたらし、権利の保護と著作物等の利用との調整が必要となっていること」、および、「これらの機器又は記録媒体の提供を行っている者は、公平の観念上、この問題の解決のため、権利者の補償金の取得の実現について協力することが要請されていると考えられ」<sup>5</sup>ることから、法は「指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者（…「製造業者等」という。）は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない」（104 条の 5）と規定している。

この 104 条の 5 における協力義務の具体的内容につき、原判決、本判決とも一義的に確定されていないと理解しているようであるが、学説は従来、特定機器または特定記録媒体の販売に際し補償金を上乗せして販売すること、および、販売時に得た補償金を指定管理団体に支払うことを前提としてその性格を論じている。そして、その判断は、「製造業者等の協力義務について著作権法上の罰則はないが、仮に義務が履行されない場合には、民事手続によってその権利の実現を求めていくことになりましょう」<sup>6</sup>とか、「指定管理団体は、製造業者の協力義務違反を理由に製造業者に対して端的に非協力の機器、媒体数に応じた補償金の額に相当する額を損害賠償として請求しうると解すべきであろう」<sup>7</sup>、「仮に製造業者の義務が履行されない場合は、民事上の手続によりその権利の実現を求めていくことになる」<sup>8</sup>などと述べ、協力義務の違反に対して損害賠償の請求を認めることに積極的な立場<sup>9</sup>と、「製造業者等には協力義務があるだけであり、違反に対するサンクションはな

<sup>4</sup> 加戸守行『著作権法逐条講義〔5訂新版〕』（著作権情報センター、2006年）606頁。

<sup>5</sup> 加戸・同上 612頁。

<sup>6</sup> 加戸・同上 612頁。

<sup>7</sup> 田村善之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣、2001年）137 - 138頁。

<sup>8</sup> 半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール3』（勁草書房、2009年）304頁〔山岸洋〕。

<sup>9</sup> 「わが国の製造業者等も、協力義務というよりは、その意識の中では、他の法制下での製造業者等と同じく、固有の支払義務を負っているようにも見受けられる」（斉藤博『著作権法〔第3版〕』（有斐閣、

いため（間接侵害は別論である）、事実上全業者が拒否をしないという前提あるいは合意の上に成立しており、極めてもらいガラス細工のような制度である」<sup>10</sup>として、協力義務違反の場合にも損害賠償を認めることに消極的な立場とに分かれている。

原判決は、104条の5においては製造業者等が「しなければならない」とされる行為が具体的に特定されていないと判断しているが、その理由として以下のように述べている。

「法104条の5が、特定機器の製造業者等において『しなければならない』ものとして規定しているのは、指定管理団体が行う法104条の4第1項の規定により特定機器の購入者に対する私的録音録画補償金の支払を請求する場合における当該支払の請求及びその受領に関する『協力』である。

しかるところ、『協力』という用語は、一般に、『ある目的のために心を合わせて努力すること。』（広辞苑第六版）などを意味するものであり、抽象的で、広範な内容を包含し得る用語であって、当該用語自体から、特定の具体的な行為を想定することができるものとはいえない。

また、法104条の5においては、『協力』の文言について、『当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し』との限定が付されてはいるものの、『協力』という用語自体が抽象的であることから、上記の限定によっても、『当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し』てしなければならない『協力』の具体的な行為ないし内容が文言上特定されているものとはいえない。

さらに、法104条の5と関連する法第5章のその他の規定をみても、法104条の5の『協力』の内容を具体的に特定する旨の規定は見当たらない」。

そして、原判決は、上記のような解釈が104条の5において、あえて『協力』という抽象的な文言を用いることとした立法者の意思にも適合するとして、次のように述べる。すなわち、「仮に立法者においてXが主張するように特定機器の販売価格に私的録画補償金相当額を上乗せして出荷し、利用者から当該補償金を徴収して、指定管理団体に対し、当該補償金相当額の金銭を納付することを特定機器の製造業者等に法律上義務づける意思があったのであれば、そのような具体的な作為義務の内容を特定して規定すれば足りたのであり、かつ、そのような規定とすることが立法技術上困難であるともいえないのに、そのような規定とすることなく、あえて『協力』という抽象的な文言を用いるにとどまったということは、特段の事情がない限り、立法者には、上記のような法律上の具体的な作為義務を課す意思がなかったことを示すものといえることができる」。

原判決は、さらに、①私的録画補償金制度の仕組みないし制度設計それ自体、②法104条の5の文言、③立法者等の意思、④法104条の6第3項の規定、⑤10年以上にわたる私的録画補償金制度の運用、⑥X・J E I T A間協定<sup>11</sup>の存在、⑦ベルヌ条約との整合性を根

---

2007年) 234頁) との考えも、この立場に近い。

<sup>10</sup> 中山信弘『著作権法』(有斐閣、2007年) 249頁。

<sup>11</sup> J E I T Aは社団法人電子情報技術産協会の略称である。X・J E I T A間協定とは、①XがJ E I T Aに対し、J E I T Aの会員企業のうち、法104条の5の規定に基づく協力義務の履行として特定機器の購入者から受領してXに『納入』すべき私的録画補償金相当額をJ E I T Aを経由してXに『納入』することを希望する者については、その請求及び受領に関する一切の業務を委任すること、②J E I T Aは、所定の計算期間ごとに、上記会員企業のうちの希望者から上記私的録画補償金相当額を受領し、各計算期間終了後6か月以内に、これをXに支払うことなどを内容とする協定をいう。YはJ E I T Aの

拠として、法 104 条の 5 が規定する製造業者等の協力義務は、上乗せ徴収・納付を内容とする法律上の具体的な義務と解される旨の X 主張についても全てこれを排斥する。

104 条の 5 における製造業者等の協力義務を、上乗せ徴収・納付を行うという具体的な義務ではなく、法的強制力を持たない抽象的な義務と解する理解に対しては批判的な見解あるいは疑問が多く示されてきた<sup>12</sup>。

こうした状況下で本判決は、まず「上乗せ徴収・納付方式」以外にも製造業者の協力義務の具体的内容があり得るので、「X が上乗せ額を Y に請求することができる」とすべき根拠は、一義的にはない」、また、「X は、争点 2 の主張〔筆者注：104 条の 5 所定の協力義務の法的性質〕を根拠にして、法 104 条の 6 に従って認可された補償金の額を協力義務の履行としてまず請求するが…この請求は理由がない」といった説示を行うが、この部分は原判決の理解と重なるように思える。しかしながら、この後、「法 104 条の 5 が製造業者等の協力義務を法定し、また、指定管理団体が認可を受ける際には製造業者の意見を聴かなければならないと法 104 条の 6 第 3 項で規定されている以上、上記のような実態の下で『上乗せ・納付方式』に協力しない事実関係があれば、その違反について損害賠償義務を負担すべき場合のあることは否定することができない」と述べ、これに続けて「製造業者等が協力義務に違反したときに…その違反に至った経緯や違反の態様によってはそれについて指定管理団体が被った損害を賠償しなければならない場合も想定され…」との見解を示す。この部分は、104 条 5 の協力義務の違反に至った経緯や違反の態様といった要因を考慮した結果、損害賠償責任の可能性を認める点で、協力義務に違反した場合に損害賠償責任の可能性を一切否定した原判決の考えとは異なるものと評価できよう<sup>13</sup>（もっとも、判決は、Y 製品が協力義務の対象となる特定機器に該当しないと判断したため、いかなる事情が存在すれば損害賠償責任が生ずるのかについては明らかではない）。

### （3）アナログチューナー非搭載録画機器の特定機器該当性

#### （i）Y の主張と原判決の判断

私的録画補償金の対象となる特定機器について施行令 1 条 2 項柱書きは、「法 30 条第 2 項の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器…であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする」と述べ、その第 3 号柱書きで「光学的方法により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直径が 120 ミリメートルの光ディスク…であつて次のいずれか 1 つに該当するものに連続して固定する機能を有する機器」と定める。そして、同号のロおよびハが DVD 録画機器を特定する規定となっている（アナログチューナーが搭載されているか否かの区別はされていない）。

---

会員企業である。

<sup>12</sup> 岡・前掲注（3）69 頁、長沢・前掲注（3）37-38 頁、小泉・前掲注（3）41 頁。これに対し、本山・前掲注（3）6 頁は、補償金の支払義務者を製造業者とするドイツとは異なり、わが国の場合、支払義務を負っているのは複製行為者（利用者）であるといった事情を紹介し、原判決の立場にも理解を示す。

<sup>13</sup> 小泉・前掲注（1）39 頁は、本判決が原判決の判断を改めたのは、控訴審段階で、X の側から上乗せ徴収方法という「慣習」に従わなかった Y の条理上の作為義務違反を問う追加主張がなされたことに応えたものであると指摘する。

Yはアナログチューナー非搭載のDVD録画機器は施行令1条2項3号の特定機器に該当しないと主張し、①施行令1条2項3号の文言、②法30条2項および施行令1条2項3号の趣旨、③関係者の合意ないしコンセンサスを形成する必要性およびその不存在、などをその理由として挙げていた。このうち、①は、「3号柱書きの『アナログデジタル変換が行われた影像』とは、デジタル方式の録画の機能を有する機器の内部でアナログデジタル変換が行われた影像に限られるものと解すべきであるから、アナログチューナーを搭載していないため当該機器内においてアナログデジタル変換が行われることがないアナログチューナー非搭載DVD録画機器は、『アナログデジタル変換が行われた影像』を固定する機能を有する機器とはいえず、施行令1条2項3号の特定機器には該当しない」という主張であり、②は「平成15年12月1日に開始された地上デジタル放送においては、平成16年4月5日からコピー・ワンスという第1世代のみの録画が可能となるように制御する著作権保護技術を用いた放送が行われ、その後平成20年7月4日からは、このコピー・ワンスによるコピー世代管理手段を前提に、ダビング10という方式に拡張運用され、著作権保護技術が用いられている。このような著作権保護技術の下では、『広範かつ大量に』、また『高品質の』『複製』はされ得ないことになるから、かかる著作権保護技術が導入されたデジタル放送のみを録画することが可能な『アナログチューナー非搭載DVD録画機器』には、前記のような法30条2項の私的録音録画補償金制度の趣旨は妥当しない」等の主張である。また、③の主張は「私的録音録画補償金制度の特異な性質及びその法的な仕組み等に照らせば、特定機器の範囲は、関係者の合意ないしコンセンサスを得て決められるべきものであるところ、施行令1条2項3号制定当時において、アナログチューナー非搭載DVD録画機器が特定機器に含まれることについては、購入者（消費者）や製造業者等の理解が得られていなかったから、アナログチューナー非搭載DVD録画機器は、施行令1条2項3号の特定機器には含まれないというべきである」という趣旨のものである。

原判決はこうした主張に関し、「特定機器に関する法30条2項及び施行令1条の各文言によれば、施行令1条2項3号の『アナログデジタル変換が行われた影像』とは、変換処理が行われる場所のいかに関わらず、『アナログ信号をデジタル信号に変換する処理が行われた影像』、を意味するものと解するのが相当である」（主張①について）、「ダビング10の方式によるコピー制御が行われている地上デジタル放送について私的録画を行う場合に、私的録画補償金を支払うものとするのが妥当かどうか、そもそも著作権保護技術が用いられた地上デジタル放送について私的録画補償金の対象とすべきかどうか、あるいは著作権保護技術によるコピー制御の規制の度合いによって私的録画補償金の対象とすべき範囲又は補償金の金額に差異を設けるべきかどうかなどの事項については、私的録画が行われている社会的実情、コピー制御技術の内容及び効果、私的録画を自由とする代償措置の必要性等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべき事柄であって、法30条2項や施行令1条2項3号の各規定の文言やその趣旨を手掛かりに一義的に決し得るものではなく、法令解釈の枠を超えたものというほかない」（主張②について）、「Yが上記主張の根拠とする『特定機器の範囲を決めるに当たっての関係者間の合意ないしコンセンサス』の必要性なるものは、特定機器を定める立法（具体的には、内閣による施行令1条の制定）の過程において一般的に行われる意見調整等の必要性を述べているものにすぎず、このようなことが、現に制定されている施行令1条2項3号の規定を解釈するに当たっての根拠となるものではない。特定機器の範囲については、関係者間の意見調整等をも含む必要な立

法過程を経た上で、内閣が施行令1条の規定においてこれを定めたのであるから、以後は、同条の規定文言に当てはまるか否かによって特定機器の範囲が決められるのであって、同条の規定文言を離れ、関係者間の合意の有無によって特定機器の範囲が決められるなどと解することは困難である」(主張③について)などと述べ、Yの主張を全て排斥した上で、アナログチューナー非搭載DVD録画機器が補償金の対象となる特定機器に含まれると判断した。

(ii) 本判決の判断

本判決は、アナログチューナーを搭載しないY製品は施行令1条2項3号に該当しないと判示するが、その理由として、まず施行令の関係条文が追加されてきた経緯を検討した上で、「2項3号の追加時には、テレビ放送はアナログ方式が大勢であり(地上デジタル放送はまだ存在していない)、したがって、アナログ放送を録画の対象とし、アナログチューナーを搭載するものが一般世帯用のDVD録画機器であった」事実を指摘する。次に、本判決は施行令の解釈指針として、「補償金支払の範囲画定は極めて政策的な意味合いを持つことも含めて考えると、法は、『デジタル方式』による録音・録画との枠でひとまず補償金の対象を限定し、その中で更にどの範囲まで対象に含めていくのかは、法30条2項が制定された趣旨にかんがみ、政令を改正する都度検討されるべきものとされたことが更に明らかである。したがって、改正で追加された施行令の規定についての解釈では、改正に際して念頭に置かれた実態の範囲に即してされなければならないし、とりわけ、著作権法104条の5所定の協力義務違反を問われるべき前提としての特定機器該当性を考えるに際しては、施行令の文言に多義性があるとすれば、厳格でなければならない」との理解を示す。また、施行令1項2項3号における「アナログデジタル変換が行われた」との要件について、施行令1条の改正の経緯を当時の審議録や関係者間の認識を検討した上で、「当裁判所は、客観的かつ一義的に明確でない『アナログデジタル変換が行われた』の要件については…総合的な見地から解釈するならば、放送波がアナログであることを前提にしてこれについてアナログデジタル変換を行うことが規定されていると解するものであり、これを超えての範囲を意味するものと解することはできないと判断する」と述べる。そして、Y製品への当てはめにおける検討部分では以下のような理解を明らかにしている。「デジタル放送が本格的でなかった施行令1条2項3項[原文のママ]追加時(平成12年)においては、デジタル放送波がそのまま録画機器に取り込まれ、著作権保護技術の情報など様々なデジタル情報が組み込まれる場合にこの要件がどのように解されるかについての議論がされないままであったし、本格標準放送となるデジタル放送の標本化周波数についての議論もされないままであって、デジタル放送の規格がDVD録画規格とどう対応するのかの議論もされていなかった。したがって、3号追加時においてデジタル放送をDVD録画することは念頭に置かれなかったものであり、3号がデジタル放送のDVD録画を対象としたものと認めることはできない。3号は、録画源があくまでもアナログ放送であるとの実態に基づいて…追加されたものである」。

以上のような本判決の考え方からは、施行令の解釈あるいはY製品が施行令1条1項3号に定める特定機器に該当するか否かについては、制定当時の技術の状況や関係当事者の意識を重視し、また、厳格な態度が求められるべきとの思想を窺い知ることができる。こうした思想は、この後本判決に現れる「施行令1条2項3号制定時には、製造業者は、アナログチューナーを搭載しているDVD録画機器については、協力義務を負い私的録画補



償金の対象となることで妥協したと認めることができるものの、妥協した限度はそこまでである。…複製権侵害の態様において質的に異なる様相を示すアナログ放送とデジタル放送について、どこまで録画源として私的録画補償金の対象とすべきか否かの明確な議論を経ていなければならないのに、この議論がないまま、アナログチューナーを搭載していないDVD録画機器についてまでの大方の合意が調っていたと認めるのは、特段の事実関係が認められない限り困難である」とか、「3号が対象とする録画源であるテレビ放送の複製権侵害の態様は一律ではなく、その中でもアナログ放送とデジタル放送とで質的に異なる様相を示すことを前提にして、施行令1条1項、2項に、客観的かつ一義的に明確でないながらも規定されている『アナログデジタル変換が行われた』との要件を、解釈し得る最小限の範囲で当てはめるならば、3号が追加された当時における録画源としての実態であって製造業者を含む大方の合意が得られた録画源であるアナログ放送から離れ、デジタル放送のみを録画源とするDVD録画機器が特定機器に該当すると解するのは困難といわざるを得ない」といった説示にも認めることができる。

本判決が製造業者の認識やそれらを含む大方の合意といったことを重視するのは、補償金の本来の支払義務者でない製造業者等の協力があってこそ私的録音録画補償金制度が成り立つことに鑑み、彼らの立場・意識をできる限り尊重しようという考えに基づくものと評価できよう。他方で、このような態度に対しては次のような批判が寄せられている。「著作権法30条2項の支払義務者は録画を行う者、すなわち一般消費者であり、同条の委任を受ける著作権法施行令1条2項3号もまた、法的には一般消費者の支払義務を定めるものであり、法的安定性、明確性が重要である。…現実の運用として、管理団体等とメーカー等の間の合意が欠かせないことは本判決の述べるとおりのことであるが、これら関係者間の『大方の合意』ないし『想定』のようなものによって、一般消費者の支払義務の対象を定めるために閣議決定された著作権法施行令の解釈が左右されることは本来あってはならない。…著作権制限の範囲は明確に定まっていることが望ましいことはいうまでもない。したがって、1審の解釈態度は支持できる。本判決は、私的録音録画補償金制度の現実の運用を重視するあまり、大方の合意がない限り、政令は合意が成立している範囲に限定して解釈されるべきであるとする。しかし、上記のとおり、施行令はまず文言に沿って明確に解釈されるべきであろう」<sup>14</sup>。

#### (4) 最後に

施行令1条2項3号の「アナログデジタル変換が行われた」の要件の文言解釈としては、デジタル放送のみを対象とし、そうした変換が内部で行われないアナログチューナー非搭載DVD録画機については同号に該当しないとの理解も成り立つ。また、私的録音録画補償金制度の立法経緯や従来、上乗せ徴収・納付方法による補償金の支払が行われてきたという現実に鑑みると、上乗せ徴収・納付という方法による協力義務に違反する場合は基本的には損害賠償請求が成り立つものと思われるが、協力義務の範囲は当事者の意思が合致する範囲でのみ成立するとも考えることができ、その場合、当初から対象外との考えを製造業者であるYが表明しているアナログチューナー非搭載DVD録画機器については、少なくとも損害賠償をすべき義務までは負わないとの理解もあり得ると考える。

---

<sup>14</sup> 小泉・前掲注(1)42頁。

いずれにせよ、デジタル放送についてはダビング 10 等の著作権保護技術が施されているという事実も踏まえて、管理団体と製造業者間で協議を行い、新たに適切な合意形成がなされることが望まれる。また、その過程では、現在の私的録音録画補償金制度の根本的な見直しが議論される必要が生じることもあり得ると思われる<sup>15</sup>。

以上

---

<sup>15</sup> 本件はX側から上告がなされた旨の報道がなされている。